

大阪市条例第35号

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）（第9条第2項及び第18条第2項を除く。）に定めるところによる。</p>	<p>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）（第9条第2項及び第18条第2項を除く。）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）附則第2条（設備運営基準に係る部分に限る。）に定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。